

V コロナ禍、労働安全への対応

2020 年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は社会的問題となり、農業現場ではどのように対応するかが非常に重要な課題となっています。また新型コロナウイルスだけの問題ではなく、農業においては、全産業に比べて労働災害の発生率が高い状況にあります。図 5-1 は、就業者 10 万人あたり死亡事故発生件数の推移を示しています。死亡者数を比較すると、全産業の 1.4 人に対して農業では 16 人となっており、大幅に上回る状況にあります。また、建設業と比較すると、建設業では死亡者数が徐々に減少傾向にあるのに対して、農業では増加傾向にあります。従業員の人材育成を図るためには、今後、さらなる労働環境の整備、及び従業員の安全を確保する取組が求められます。

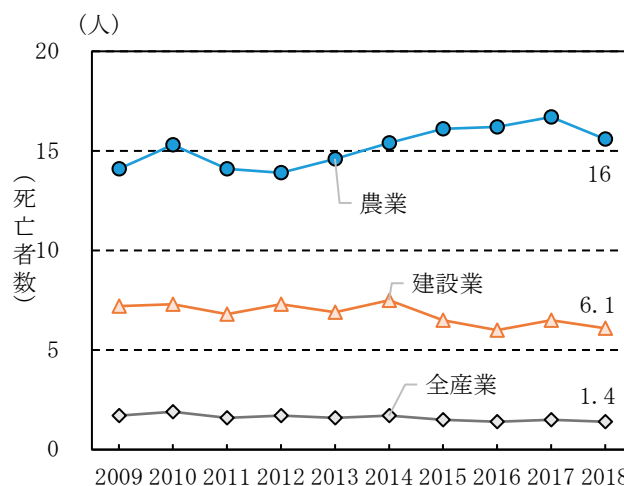


図 5-1 就業者10万人あたり死亡事故発生件数の推移

資料：農林水産省資料より作成

1) 新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の拡大

は、農業経営の継続にとって新たなリスクとなっています。特に、農業従事者が多い農業法人においては、感染防止対策の徹底とともに、非常事態が生じた際にどのように事業を継続するか、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の策定が重要になっています。

農業法人 F 株式会社（正社員数 69 名）では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、従業員への感染に備えたマニュアルを作成しています。特に、農業経営においては、従業員が感染した場合でもどのように事業を継続するか、計画の作成が重要になります。この会社では、感染による従業員の休業状況に応じて、フェーズを 3 段階に分けて農場事業の継続方法について定めています（表 5-1）。具体的には、フェーズ 1（従業員が 1～3 名休職の場合）では通常業務を行い、フェーズ 2（従業員が 4～6 名休職）になると業務を一部中止し、さらにフェーズ 3（従業員が 7～11 名休職）になると、きわめて最低限の業務にするなど、状況に応じて業務内容を変更することを定めています。また、フェーズの段階に応じて少ない人員においても最低限の業務をこなすことができるように、通常とは別の対応マニュアルを整備しています。

さらにこの会社では、社内での情報共有を徹底し、基礎疾患のある従業員への対応など、個々の従業員に応じた個別相談と支援体制の充実を図っています。

2) 労働安全に向けた取組

従業員の人材育成に欠かすことができない点が、農作業安全に向けた取組です。経営者は労働安全衛生法上、労働者に安全教育を行うことが義務付けられています。その一方で農業法人においては、雇用経験が少ない経営が多く、従業員への安全教育がやや欠けている場合もみられます。

製造業などにおいては、労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の適用が進められています。農業でも従業員を多く抱える経営が増えていることから、労働安全に向けた取組がより重要になっています。

Ⅲ章で取り上げた山波農場では、労働安全衛生マネジメントの一環として、リスクアセスメントを実施しています。山波農場では、労働安全に向け、定期的に労働災害の発生リスクがある作業の洗い出し、及びリスクレベルの事前評価を行っています。その流れは図 5-2 に示すように「作業工程の洗い出し」→「リスクの見積もり」→「本質的対策、工学的対策、管理的対策」→「マニュアルの整備」→「安全チェックリスト作成・修正」というサイクルを回すことで、労働安全の向上に取り組んでいます。

特に潜在的な事故要因に関しては、表 5-2 のように危険性または有害性、リスクの除去、低

表 5-1 コロナ禍（その他有事）に対応した事業継続計画の策定

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
	従業員が1～3名休職の場合	従業員が4～6名休職の場合	従業員が7～11名休職の場合
人員	場員で対応	応援要請	
業務内容	通常業務 ※突発的なシフト調整を行うため作業日程の変更が生じる	1.以下の業務を一旦停止 ※応援者0の場合 【交配】 ●妊娠鑑定 ●ハンティング ●育成豚発情確認 ●ミキシングタンク洗浄 【分娩】 ●処置時の切歯、断尾 ●里子 ●仔豚選抜 【仔豚】 ●仔豚振分け ●一斉治療	1.以下の業務のみ行う ※応援者0の場合 【交配】 ○発情確認 ○種付け ○PS移動 【分娩】 ○母猪導入 ○処置(切歯、断尾以外) ○去勢 ○子豚移動 ○離乳 ○耳刻、入墨 【仔豚】 ○肥育移動 ○見廻り（死亡豚確認のみ） 【床】 ○スクレーパー稼働 【全工程】 ○ワクチン接種 ○豚舎消毒
		2.状況に応じ業務を簡略化 △母猪洗浄及び豚舎洗浄は必要最低限で行い、消毒を強化する。 △仔豚の治療は重度のみ行い、その他は飲水投薬等を活用する。 △敷床の交換は全交換から部分替えへ変更。もしくは床の状態次第で交換を行わない。	

資料：会社資料より作成

注：通常は15名の従業員で運営している。

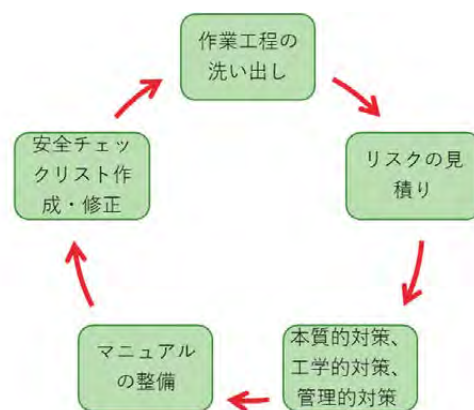


図 5-2 山波農場における安全衛生（農作業）の取組

資料：会社資料より作成

表 5-2 危険性または有害性，リスクの除去，低減措置の検討

作業手順	作業区分 (定常/非定常)	労働災害に至る プロセス(ハザード)	見積り・評価(現状)					リスクの低減措置	措置後の見積り・評価(予測)					改善に あたり 考慮す べき事 項
			危険状 態が発 生する 頻度	ケガ に至 る可 能性	ケガ の重 大性	リス クポ イント	リス クレ ベル		危険状 態が発 生する 頻度	ケガ に至 る可 能性	ケガ の重 大性	リス クポ イント	リス クレ ベル	
フォークリフト2.5tにて、 かけ土フレコン(1t未 満)をパレットに乗せ、 かけ土ホッパー上部 チェーンブロックに紐 をかける。	定常	チェーンブロック にフレコンをつる す位置がセン ターでなかった ため、フレコンを つり上げた時、 荷ぶれを起こし ホッパーが転倒 し作業者の背中 に当たり打撲す る。(ホッパーが 転倒)	1	4	10	15	Ⅳ	本質的 対策	天井クレーンを 1台増設する→ 設置済み					
								工学的 対策	ホッパーをアン カー固定する					
								管理的 対策	フレコンをつる す位置を表示 で周知させる	1	1	10	12	Ⅳ
								個人用 保護具 の使用	ボディープロテ クターを着用す る	1	4	6	11	Ⅲ
		チェーンブロック のフック位置が 低かったため、 フレコンがフック に接触、フックが 大きく揺れて玉 掛け作業者の頭 部にぶつかり打 撲する。(フック が大きく揺れて)	2	2	3	7	Ⅱ	本質的 対策	天井クレーンを 1台増設する→ 設置済み					
								工学的 対策	フレコンをつる 位置に来るま でチェーンブ ロックを用意し ない	1	1	3	5	Ⅱ
								管理的 対策	フックの空荷上 げ高さの位置 を表示しておく	1	1	3	5	Ⅱ
								個人用 保護具 の使用	ヘルメットを着 用する	2	2	3	7	Ⅱ

資料：会社資料より作成

減措置の検討を実施しています。労働災害が生じる可能性について、発生可能性、ケガの重大性から、災害のリスクを見積もるとともに、リスクの低減措置について具体的な措置の検討を行います。さらに措置実施後のリスクの見積もりを、本質的対策、工学的対策、管理的対策などから実施し、リスクを低減するための具体的な措置について検討します。その上で、措置実施後のリスクを見積もり、低減措置を実施しています。

リスクアセスメントの導入は以下のようなメリットをもたらします。第一に、職場内のリスクを明確にすることができるようになる点です。第二に、職場全体で職場内のリスクに対する認識を共有化することができます。第三に、安全衛生対策について合理的な方法により優先順位が決定でき、第四に、残留リスクに対して「守るべき決め事」の理由がより明確になります。第五に、職場全体が参加することで「危険」に対する感受性を高めることができます。

3) 熱中症対策など

農業において機械作業とともに、労働災害で大きな割合を占めるのが熱中症によるものです。2018年の農業の死亡事故に関して、要因別の発生状況をみると、死亡者

274 名中 43 名（16％）は熱中症が原因で亡くなっています（図 5-3）。農業機械作業に関わる事故は，近年農業機械の安全装備の充実などにより減少傾向にあります，熱中症による事故は逆に増加傾向にあります。農業においては，野外での作業が多いことから，熱中症のリスクをいかに軽減するかという点に頭を悩ませる経営者の方も少なくありません。

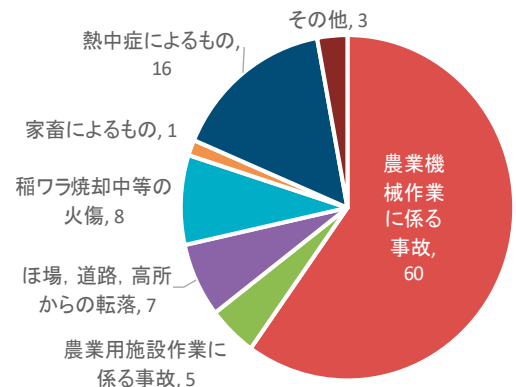


図 5-3 農業の死亡事故に関する要因別の発生状況の割合（2018 年）

資料：図 5-1 に同じ

前述した山波農場では，労働時間に関して従業員の健康管理の視点から，天気予報で最高気温が 30 度を超える日が 3 日以上続く場合，就業時間を 5 時から 9 時，14 時から 18 時の 8 時間に変更し，高温となる昼間の作業は極力避け

るように工夫しています。炎天下の高温になると従業員が屋外で安全に働くことができる環境ではなくなるため，従業員の理解を得た上で，夏場の就業時間を柔軟に変更する仕組みを作っています。この就業時間に関しては，最高気温が 30 度未満の日が 3 日続いた場合には，元の就業時間に戻すようにしています。

就業時間の変更に関しては，変更後，朝 5 時からの早朝勤務となり，また終業時刻も遅くなるため，従業員にとっては不都合が多い点も経営者は認識しています。別の法人では，夏場の熱中症対策として就業時間の変更を経営者が提案したものの，従業員の反対にあって断念したところもありました。

ただ，熱中症対策を含め，従業員が安全に働くことができる環境を整備することは，農業法人にとって不可欠になっています。従業員と十分なコミュニケーションを図った上で，就業時間の変更を含め，従業員の安全を確保する取組が重要になっています。

また，農作業時の突然の事態への準備も非常に重要です。熱中症などにより，農作業時に「心肺停止」の状態に陥ってしまった場合には，速やかに心臓マッサージや AED（自動体外式除細動器）の使用が必要になることがあります。特に，土地利用型農業の場合には，離れた圃場で作業する場合が多く，現場内で可能な限り迅速な対応をとることが求められます。Ⅲ章で紹介した（株）鈴生では，緊急事態に備えた訓練を日頃から実施するとともに，圃場付近の AED（自動体外式除細動器）の設置場所について従業員に周知させています。このように農業法人においては，従業員の安全を守るために突然の事態に備えた準備をしておくことが求められます。

（澤田 守）